

第2支部共同実施だより

平成28年度 第3号

平成29年 2月

第2支部学校事務共同実施

立春が過ぎて暦の上ではすでに春を迎えています。今年度もあとわずかになりました。卒業、進級に向けてますます忙しくなりますが、締めくくりをしっかりとしたいですね。

平成29年度から、ここが変わります!～サービスについて～

平成29年4月1日の権限移譲に伴い、様々な制度や様式等が変更されます。ここではサービスに関する変更点の中からいくつかを紹介します。

★出勤簿の押印について

出勤時限を過ぎてから出勤をした場合、現在は出勤簿に押印しますが、4月からは押印しません。(※出勤時限の状況を出勤簿に表示することになります)

★年次有給休暇について

- 現在は暦年単位(1/1～12/31)ですが、4月からは年度単位(4/1～3/31)になります。
- 現在は1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しない場合、休憩時間前後のすべての勤務時間を休む場合に分単位での取得が可能でしたが、4月からは分単位の取得は残日数のすべてを使用する場合のみとなります。また、「半日」単位の取得が可能です。
- 現在の休暇の残日数は移譲時に繰り越され、再計算されます。

平成28年分の源泉徴収票を配付しました

1月給与と明細配付時に平成28年分源泉徴収票をお分けしました。昨年1年間の収入や所得税が明記されており、所得を証明する大切な書類です。内容を確認し、不明な点は事務職員におたずねください。後日必要になることがありますので、大切に保管してください。

源泉徴収票が必要となるケース

- ☆確定申告をするとき(住宅取得、医療費還付など)
- ☆保育園の入園手続きをするとき
- ☆金融機関等から住宅貸付を受けるとき
- ☆奨学金、その他各種申請をするとき

扶養親族の収入を再確認します(お願い)

- ◇給与収入のある扶養親族
 - ◇事業所得等のため確定申告をする扶養親族
- 上記の方は、源泉徴収票の写し、確定申告の写しを事務職員まで提出してください。例年、収入額の超過による扶養手当の過年度返納や、税務署からの扶養是正があります。このようなことにならないために、再確認をします。

確定申告

2/13(月)～3/15(水)

9:00～17:00

(16:00 受付終了)

会場:ツインメッセ静岡

※土・日・祝日は開設されませんが、2/19(日)・26(日)に限り開設されます。

税務署

確定申告



用務員さんの共同作業が行われました

今年度も各校の要望に応じ、研修会を兼ねた環境整備が行われました。

1. 平成28年7月27日（水）場所：伝馬町小学校

○飛散防止フィルムの貼り替え作業（クイッピー馬場田様より技術指導）

○園芸用土、木製椅子の修理についての研修

○ミーティング

→各学校の現状や問題点を話し合い技術的アドバイスやアイデアを習得する場を設けました。用務員同士の横のつながりが深まりました。

2. 平成28年10月28日（金）場所：安東中学校

○木工機械を使用した作業についての研修

→機械の使用方法、丸鋸のフェンスの作成、スライドマルノコ、トリマーの使用体験



伝馬町小学校
飛散防止フィルムの張り替え作業の様子



年度末・年度始め事務 ～こんな所に注意しましょう～

サービス関係

3月31日までのサービス処理を確実に！

出勤簿、年休簿等は確実に処理をしてください。（※人事異動で転出される方は新任校へ送付するため、管理職までの決裁を受けておくこと。なお、4月1日以降は新任校で申請決裁を受けてください。）

給与・手当・共済関係

以下のようなケースに該当する場合は、必ず事務室へ連絡願います！

扶養手当…扶養親族が4月に就職する予定。
住居手当…転居（借家）、家賃額の変更等がある。
通勤手当…通勤方法、経路等変更の予定。
共済組合…扶養親族が（進学等により）転居予定。

会計関係

会計の締めが近づいてきています！

☆購入したものが全て支払われていますか？
請求書が机の中に埋もれていませんか？
今一度、お確かめください！

☆年度末に転出する児童生徒は、学校預かり金の精算があります。わかり次第、事務室にも連絡願います。

☆次年度のものが発注、納品されていませんか？



支払が全て完了したところで監査を受けることになります。誤りのないようにお願いします。